

大阪府バレーボール協会賛助会員規程細則

(目的)

第1条 この細則は、大阪府バレーボール協会賛助会員規程（以下「賛助会員規程」という。）に基づく賛助会員（以下「賛助会員」という。）を募集するにあたっての手續きについて定める。

(募集対象者)

第2条 賛助会員の募集は、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 大阪府バレーボール協会規約（以下「規約」という。）第7条に定める役員
 - (2) 規約第22条に定める代議員
 - (3) 規約第33条に定める専門部の構成員（第1号及び第2号に該当する者を除く。）
 - (4) 規約第4条第1項に掲げる競技団体の役員（第1号から第3号までに該当する者を除く。）及び加盟チーム
 - (5) その他役員から紹介があった個人又は法人（団体含む。）
- 2 前項第4号に掲げる者に賛助会員の募集するときは、当該競技団体の協力又は承認を得るものとする。

(有効期間)

第3条 賛助会員の有効期間は、6月1日から翌年5月31日までの1年間とする。

ただし、6月1日以降に賛助会員となったときは、当該日から翌年5月31日までとする。

(有料大会への招待)

第4条 有料大会への招待は、賛助会員の有効期間内において原則として1回とし、招待場所については当該大会実行委員会の決定によることができる。

- 2 招待する有料大会については、賛助会員に希望日を聴取するものとする。

(意見の徴取等)

第5条 賛助会員規程第4条に規定する賛助会員の意見は、前条第2項に規定する希望日を聴取する際に行うものとする。

(情報の提供)

第6条 前条に規定する意見聴取を行うときは、当該年度の基本方針、予算書その他参考となる資料を賛助会員に提供するものとする。

(個人情報管理)

第7条 賛助会員の名簿は、個人情報保護の観点から適正に管理するものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行うことができる。

(施行日)

第9条 この細則は、平成26年6月20日から施行する。